

横浜商科大学公的研究費不正防止基本方針

平成 28 年 4 月 1 日制定
令和 3 年 11 月 27 日改正
最高管理責任者決定

横浜商科大学（以下「本学」という。）は、「横浜商科大学公的研究費取扱規程（以下「公的研究費取扱規程」という。）」第 3 条第 1 号に定める公的研究費（以下、「公的研究費」という。）を適正に運営及び管理するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（令和 3 年 2 月 1 日改正）文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）に即した、不正防止対策の基本方針を定め、責任体制の明確化、公的研究費の管理及び運営体制の整備を推進する。

1 最高管理責任者等の明確化と不正使用防止推進組織の設置

（1）公的研究費の最高管理責任者等を定め、責任体系を明確化する。

- ① 最高管理責任者は、学長とする。
- ② 統括管理責任者は、副学長（副学長が空席のときは、商学部長）とする。
- ③ コンプライアンス推進責任者は、事務局長とする。

各責任者の役割は、公的研究費取扱規程において定める。

（2）「公的研究費運営・管理委員会」の設置と活動推進

本学における公的研究費の執行の適正化を図り、公的研究費の運営及び管理を円滑に進めるため、最高管理責任者の下に公的研究費運営・管理委員会を設置し、不正使用防止計画の企画とその推進等に努める。

2 コンプライアンス教育及び啓発活動の実施

統括管理責任者は、不正使用防止対策への理解及び意識の浸透を図るため、「コンプライアンス教育及び啓発活動の実施計画（以下「実施計画」という。）」を策定し、コンプライアンス推進責任者に対し、実施計画を下に、コンプライアンス教育及び啓発活動の実施を指示する。

3 適正な経理の遂行

（1）公的研究費の取扱については、公的研究費規程第 39 条に則り、「横浜商科大学研究資金の支出に関する要領」に従う。

（2）統括管理責任者は、「不正防止計画推進部署（管理本部総務部庶務課）」に検収確認業務担当者を置き、物品等の納入事実を確認する。納品物品の検収は、検収確認業務担当者が行う。

（3）研究者は、公的研究費で雇用する臨時職員が記載した勤務報告書を確認し、署名した上で、毎月所定の期日までに学術・地域連携課へ提出する。

（4）研究者は、旅費等の経費について事後の検証を可能とするため、出張報告書及びその他の経費に係る報告書を学術・地域連携課へ提出する

4 監査の充実

最高管理責任者は、公的研究費の適切な管理のため、内部監査及びモニタリング体制を整備する。